

新冠町新エネルギー・省エネルギー導入促進事業に関する規則  
新冠町新エネルギー・省エネルギー導入促進事業に関する規則

(平成24年3月9日規則第7号)

(目的)

第1条 この規則は、町内の家庭用の新エネルギー及び省エネルギー機器の導入を促進するための措置(以下「奨励策」という。)を講ずることにより、本町における省エネルギー対策及び温室効果ガス排出削減対策を推進することを目的とする。

(対象機器)

第2条 奨励策を講じる新エネルギー機器及び省エネルギー機器(以下「対象機器」という。)の整備は、次の各号のとおりとする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 太陽熱利用システム
- (3) ガスエンジン給湯器及びガスエンジンコジェネレーションシステム
- (4) 潜熱回収型ガス給湯暖房機
- (5) CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器
- (6) ヒートポンプ温水暖房システム
- (7) 潜熱回収型石油給湯器
- (8) 燃料電池
- (9) LED電球、LED蛍光灯及びLED照明器具

(基本方針)

第3条 町長は奨励策に関する基本的な方針として、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 奨励策は、町内一般家庭における対象機器の早期導入の促進を目的とする。
- (2) 奨励策の種類は、次のとおりとする。
  - ア 新エネルギー・省エネルギー導入促進補助金
  - イ LED照明購入補助金
- (3) 奨励策を講ずる期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までとする。

(申請の制限)

第4条 前条第2号に掲げる補助金の申請は、同一年度1世帯につき1回限りとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、要綱で定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。